

青森市 相談支援ガイドライン

青森市障がい者自立支援協議会
青森市福祉部障がい者支援課

はじめに

青森市では、障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、「青森市障がい者総合プラン」を策定し、支援体制の充実に努めております。

なかでも相談支援は、障がいのあるかたやそのご家族が地域とつながり、適切なサービスを利用するための「要」となる重要な役割を担っています。

本ガイドラインは、国が定める運営基準等に基づき、本市における相談支援の基本的なルールや各事業の役割を明確にすることを目的に策定いたしました。

本市で活動する相談支援事業者におかれましては、本ガイドラインを指針として、相談支援の質の担保とさらなる資質向上を図り、利用者の希望に寄り添った適切な支援の提供に努めていただくようお願い申し上げます。

目 次

相談支援における各機関の担いと役割

1) 青森市の相談支援体制	4～5	ページ
2) 青森市障がい者基幹相談支援センターの役割	6～8	ページ
3) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の役割	9～11	ページ
4) 特定相談支援、障害児相談支援の役割	12～14	ページ
5) 主任相談支援専門員の役割	15～16	ページ
6) 地域生活支援拠点等の役割	17～19	ページ

相談支援の実務

1) 計画相談支援の流れ	21～25	ページ
2) 支給量の考え方	26～28	ページ
3) 計画の作成とモニタリング	29～36	ページ
4) サービス担当者会議	37	ページ
5) 個別支援計画の共有	37	ページ
6) 請求	38～40	ページ
7) 特定相談支援事業所の変更	40	ページ
8) 介護保険サービスへの移行、併給について	41～43	ページ

相談支援の展開

1) 地域相談支援	45～47	ページ
2) 自立生活援助	48～49	ページ
3) 地域活動支援センター	50～51	ページ

相談支援における各機関の担いと役割

- | | | |
|----------------------------|-------|-----|
| 1) 青森市の相談支援体制 | 4~5 | ページ |
| 2) 青森市障がい者基幹相談支援センターの役割 | 6~8 | ページ |
| 3) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の役割 | 9~11 | ページ |
| 4) 特定相談支援、障害児相談支援の役割 | 12~14 | ページ |
| 5) 主任相談支援専門員の役割 | 15~16 | ページ |
| 6) 地域生活支援拠点等の役割 | 17~19 | ページ |

1) 青森市の相談支援の体制

本市の相談支援体制においては、国における議論の中で示された、三層構造による『重層的な相談支援体制』を基に整備を行ってきた。

(1) 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

第1層目として、指定特定相談支援事業者が担う計画相談支援である。主に障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、基本相談支援を基盤としてケアマネジメントを提供することにより、適切な支援を利用できるように支援を行うものである。

(2) 一般的な相談支援

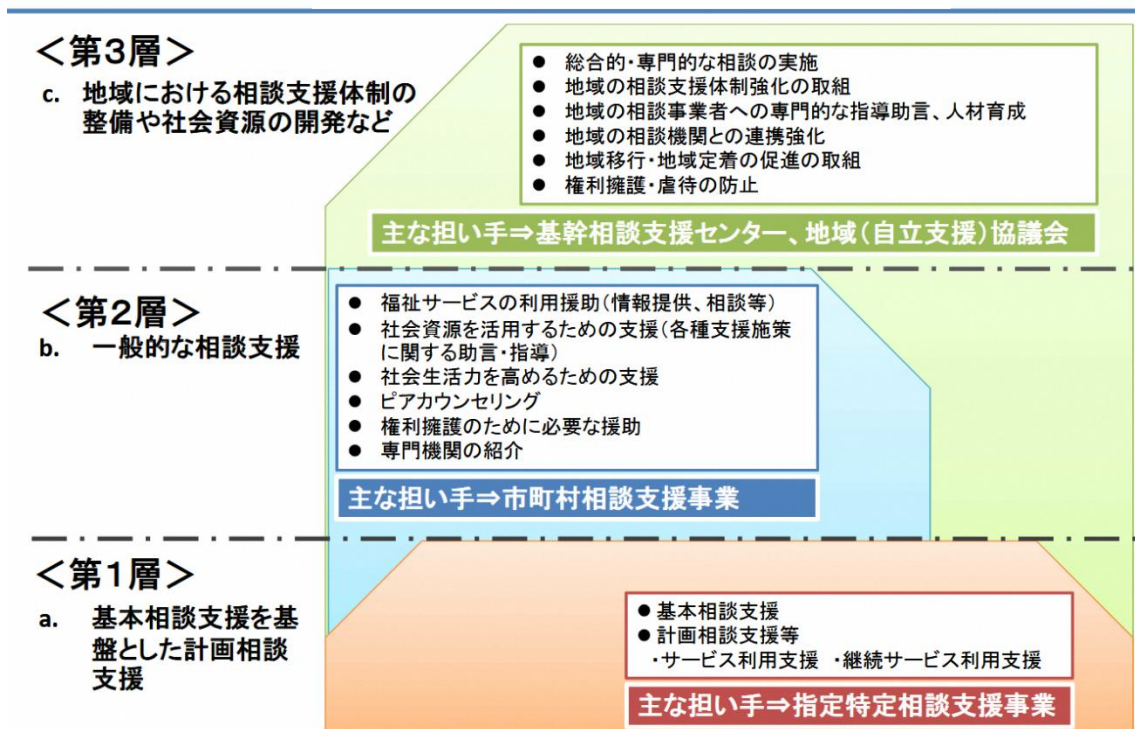
第2層目には、障害福祉サービスにつながらない個別の相談支援や計画相談支援の対象ではあるものの実際の障害福祉サービス利用につながるまでに多くの時間を要する事例などに対する相談支援の役割である。担い手としては青森市障害者相談支援事業を受託する事業者（委託相談支援事業所）である。

(3) 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

第3層目には、個別の相談支援事業では解決できない事例から明らかになる社会資源の不足などの地域課題解決のために主体的に取り組んだり、計画相談支援事業に配置される相談支援専門員に対して地域としての人材育成に取り組む役割が位置付けられる。担い手としては青森市基幹相談支援センターである。

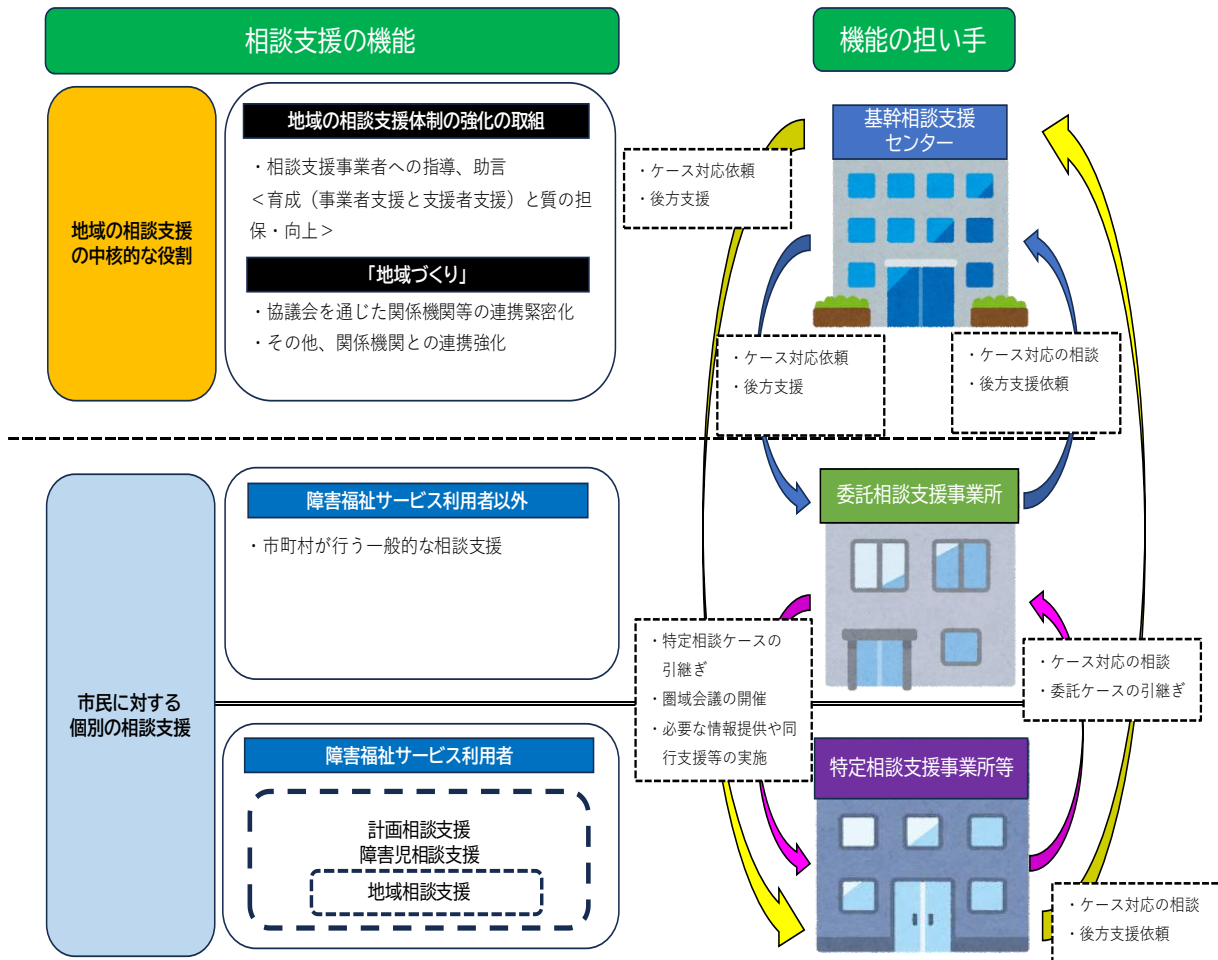
以上の内容を図に表すと以下のとおりとなる。

相談支援体制の三層構造



厚生労働省資料を一部改変

それぞれの階層における役割は上図のとおりとなるが、これらの役割を踏まえて各階層を担う相談支援の連携体制を表したものが下図となる。



2) 青森市障がい者基幹相談支援センターの役割

本市においては、令和6年4月に青森市福祉部障がい者支援課内に直営にて『青森市障がい者基幹相談支援センター』を設置した。令和7年度時点で、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士〔相談支援専門員〕、保健師）及び行政職を配置している。

(1) 法律上の位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と記載）第77条の2において規定。

第77条の2

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業
- 二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務
- 三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務
- 四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

(2) 基幹相談支援センターに求められている機能

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。

- ①障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業
- ②他法において市町村が行うとされる障がい者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、精神保健福祉法第49条第1項に規定する業務)
- ③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- ④ (自立支援)協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務

(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

※国においては、③及び④を基幹相談支援センターの中核的役割としている。

(3) 青森市障がい者基幹相談支援センターの取組

<主な取り組み>

○総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障がい者や家族、地域住民等の相談に応じ、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所、その他の関係機関につなげる。
- ・市内の相談支援事業所や他の支援機関において、複雑な課題等への対応のため連携が必要な時は、基幹相談支援センターが共に対応を検討するなど、相談支援事業所等への後方支援を実施。

○地域の相談支援体制の強化

- ・市内5箇所の委託相談支援事業所の担当圏域毎に圏域会議を実施し、相談支援専門員の質の担保と相談支援体制の連携強化を図る。委託相談支援事業所が中心となり、基幹相談支援センターがバックアップを行う。
- ・障がい者等に対する適切な相談支援の実施に向けて、市と特定、一般、障害児相談支援事業の指定を受けている事業所等が一堂に会する相談支援事業所連絡会議を計画的に実施し、情報共有や意見交換により、相談支援事業所と障害福祉サービス事業所等との連携強化を図る。
- ・特定相談支援事業所の新規相談ケースの受入可能件数を集約し、計画相談支援を希望する障がい者等が確実に計画相談支援につながるように全相談支援事業所に周知を行う。

○地域移行・地域定着の促進

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、市内の精神科病院、相談支援事業所、その他関係機関等を参集範囲とし、県及び市保健所と共催で「地域相談支援連絡会」を実施し、精神障がいの有無や程度にかかわらず、安心して生活できる地域の支援体制構築のための取組を実施。

○権利養護・虐待の防止

- ・知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な障がい者等の「成年後見制度」の利用を促進するため、「成年後見制度利用支援事業」を実施し、身上監護や財産保全を図る。
- ・障がい者等への虐待通報・相談があり、虐待防止センターでの対応の後に継続的な支援を要する場合には、基幹相談支援センターにおいて相談に応じ、必要な支援を行う。

(4) 基幹相談支援センターへのつなぎ、基幹相談支援センターにおけるバックアップ体制

委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所において、個別事例において困難さを抱える場合等に、『支援者支援』の一環として、相談支援専門員と共に、適切な支援方法の検討や同行支援等を行い、相談支援における質の向上、相談支援専門員のバーンアウト防止等に取り組む。

3) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の役割

(1) 法律上の位置づけ

障害者総合支援法第77条第1項第3号において規定。

第77条第1項第3号

市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

(2) 障害者相談支援事業の役割

「障害者相談支援事業」とは、障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うものであり、障害者総合支援法に基づいて市町村が実施することとされている。

<国において示す事業内容>

- ①福祉サービスの利用支援に関する業務
- ②社会資源を活用するための支援に関する業務
- ③社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ④権利の擁護のために必要な支援に関する業務
- ⑤専門機関との連携
- ⑥その他障がい者の自立と社会参加を促進するために必要な支援

(3) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）における対象者像

青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）は一般的な相談支援を担うものであり、障害福祉サービス利用に繋がらない個別の相談支援を必要とする者やその家族、計画相談支援の対象ではあるものの障害福祉サービス利用に繋がるまでに多くの時間を必要とする者やその家族を対象とする。

(4) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の体制及び事業内容

本市においては、受託する事業者毎に担当地域を定めており、原則担当地域に居住する障がい者等の相談に対応することとしている。また、担当地域の設定にあたっては、高齢化とともに増加する障がい領域・高齢領域の複合的ニーズを合わせ持つ世帯等に対して、地域の身近な福祉の相談窓口である地域包括支援センターとの連携が重要となることから、市内11箇所の地域包括支援センターの担当地域と連動させている。

また、月に1回、障がい者支援課と情報共有や支援の在り方等の検討を行う機会として、委託会議を実施している。

①福祉サービスの利用支援に関する業務

- ・ インテークからモニタリングまでの一連の支援を行う。
- ・ 障害者相談支援事業の機能や役割について周知を図り、事業を利用してもらうような働きかけや、支援が必要だが相談支援につながっていない障がい者を把握するための活動、地域の相談支援事業所の相談に応じ、利用者の視点に立った支援が行われるように、必要な情報提供や同行支援等を行う。

②社会資源を活用するための支援に関する業務

- ・ 社会資源の把握等を行う。
- ・ 関係機関とのネットワークの構築を行う。
- ・ 地域課題の整理、新たな社会資源の創出のための取組を行う。

③社会生活力を高めるための支援に関する業務

- ・ 障がい者等が自らの障がいや病状に関して理解できるような支援を行う。
- ・ 利用者の家族関係や人間関係について理解した支援を行う。
- ・ 適切な医療の受療や、健康管理への支援を行う。
- ・ 適切な金銭管理への支援を行う。
- ・ 住居・住宅に関する支援を行う。
- ・ 本人の能力や適性に応じた就労に関する支援を行う。
- ・ 社会参加や余暇活動に関する支援を行う。

④権利の擁護のために必要な支援に関する業務

- ・ 成年後見制度の利用にあたっての必要な援助を行う。
- ・ 担当地域の虐待対応協力者として青森市障がい者虐待防止センターと協力し、虐待によって支援が必要な障害福祉サービス利用に繋がらない障がい者等に対して、生活状況の見守り等の定期的なかかわりや継続した福祉サービスの利用支援等を行う。

⑤専門機関との連携

- ・ 障害者の特性や置かれている状況にあった支援ができるよう、必要に応じ、医療機関や保健所、地域包括支援センター、職業安定所、就労支援事業所、発達障害者支援センター、児童相談所等の各専門機関への紹介を適切に行うとともに、障がい者等の地域生

活を支援するための連携を図る。

⑥その他障がい者の自立と社会参加を促進するために必要な支援

・ピアカウンセリングのためのコーディネーターや、身体障害者相談員・知的障害者相談員や地域活動支援センターとの連携等、障がい者等の自立と社会参加を促進するために必要な支援を行う。

(5) 青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）の担当地域毎の取組

青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）を受託する事業所の担当地域毎に圏域を形成し、担当地域に立地する特定相談支援事業所（圏域毎の事業者数に応じて調整を行う場合あり）とともに、下記の目的で圏域会議を実施している。

<圏域会議の目的>

- ・相談支援事業所間の顔の見える関係性の構築による連携強化
- ・相談支援専門員の質の向上

(6) 特定相談支援事業所へのケース引継ぎ

青森市障害者相談支援事業（委託相談支援）においては、主にその対象を障害福祉サービス利用に繋がらない個別の相談支援を必要とする者やその家族、計画相談支援の対象ではあるものの障害福祉サービス利用に繋がるまでに多くの時間を必要とする者やその家族としている。

これらの障がい者等に対して支援を行う中で、障がい者等が障害福祉サービスの利用につながる場合には、障がい者等の希望を踏まえて、引継ぎ先の特定相談支援事業所の調整を行う。

4) 特定相談支援・障害児相談支援の役割

(1) 法律上の位置づけ

特定相談支援については、障害者総合支援法第5条第19項において規定。また、同法第51条の22において、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務が規定されている。

第5条第19項

19 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

第51条の22

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、※相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※【相談支援の質の向上への取組】

本市においては、**相談支援の質の向上に寄与する機会として、相談支援事業所連絡会議及び圏域会議を実施していることから、指定特定相談支援事業者等は当該会議へ出席し、相談支援の質の向上に取り組むことを基本とする。**

障害児相談支援については、児童福祉法第6条の2の2第7項と第8項において規定。

第6条の2の2第7項

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

第6条の2の2第8項

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- 一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- 二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

(2) 特定相談支援、障害児相談支援の内容

特定相談支援及び障害児相談支援においては、以下の流れで障がい者に対して、基本相談支援を基盤としてケアマネジメントを提供することにより、適切な支援を提供する。

①新規相談対応（基本相談支援）

新規相談があった場合には、サービス利用の有無に関わらず基本相談支援として相談者である障がい者等の相談に応じる。

なお、障がい者等の相談内容から計画相談支援（障害児支援利用援助）を提供する必要があるものの、基本相談支援を行った事業所において障がい者等の希望に応じた対応が困難な場合には、受入状況シートを参照の上、基本相談支援を行った事業所において受入可能な事業所を紹介し、確実に計画相談支援（障害児支援利用援助）につながるよう調整を行う。

【基本相談支援について】

基本相談支援は、相談支援全体の基盤となる大切な役割を担っている。障害福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。基本相談支援は「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」へつなぐベースとなる相談支援である。

【自事業所での対応が困難な場合について】

自身の事業所で対応が困難な場合であって、障がい者等に対して早急に対応が必要な場合には、対応可能な特定相談支援事業所等を紹介することとする。新規の対応が困難な状況であっても、自事業所に相談があった場合には、基本相談支援として丁寧に対応を行った上で、自事業所の状況を説明し、対象者の希望に応じて確実に他の特定相談支援事業所に引継ぐこと。他事業所の受入状況については、基幹相談支援センターが提供する受入状況シートを参照すること。

②サービス利用支援及び障害児支援利用援助

対象となる障がい者等のアセスメントを行い、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成し、市町村へ提出する。市町村からの支給決定、受給者証の交付の後、関係機関との連絡調整等を行い、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する。

③継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助

受給者証に記載されているモニタリング期間毎に対象となる障がい者の居宅等を訪問し、サービスの利用状況を確認する。利用状況等に応じてサービス等利用計画の見直しや見直しに関する関係機関等との調整を行う。

5) 主任相談支援専門員の役割

(1) 主任相談支援専門員の創設の背景

平成28年7月「相談支援の質の向上に向けた検討会」の議論のとりまとめでは、共生社会の実現に向けて、相談支援専門員には、ソーシャルワークの担い手としてのスキル・知識を高め、インフォーマル・サービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められると記載されている。それに伴い、相談支援従事者初任者研修、現任研修のカリキュラムの見直しがあり、主任相談支援専門員が創立され、令和元年より主任相談支援専門員研修が開始された。

(2) 主任相談支援専門員の位置づけとその担い

主任相談支援専門員の位置づけについて、受講要件を確認すると理解することができる。

受講するためには、相談支援従事者初任者研修を修了し、相談支援業務に2年以上従事したのち、5年ごとに現任研修を修了した者であり、かつ、現任研修修了後に相談支援事業又は障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が3年以上ある者のうち、次の①～③の要件を満たさなければならない。

- ①基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること
- ②都道府県における相談支援従事者研修またはサービス管理責任者等研修において研修の企画運営（講義や演習講師含む）に携わっていること
- ③その他、相談支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有するものであり、都道府県が適当と認める者

これらのことから、主任相談支援専門員は、中立・公正の立場に立ち、相談支援体制の強化と地域づくりの役割を担うことが期待されている。

<国が示す主任相談支援専門員の担い>

- ①相談支援業務のマネジメントと質の向上
 - ・個々の相談支援専門員に対する指導や助言（スーパーバイズ）を実施し、相談支援の質の向上を図る。
 - ・事業所全体の業務運営を管理し、質の高い支援が提供できる体制を構築する。
- ②困難事例への対応
 - ・複数の障がいや複雑な課題を抱えるケースなど、対応が難しい事例に対して高度な専門的支援を提供する。
- ③地域づくりと多機関連携
 - ・地域の相談支援の中核的な存在として、関係機関（医療機関、就労支援機関など）

とのネットワークを強化する。

・社会資源の開発や連携を推進し、地域住民への啓発活動を通じて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行う。

④人材育成

- ・他の相談支援専門員や従業者の資質向上のための研修を企画・実施する。
- ・基幹相談支援センターなどが実施する、地域の人材育成の取り組みにも協力する。

(3) 主任相談支援専門員の加算の要件と具体的な取組内容

常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員であることが必須となる。

<主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)>

- ・基幹相談支援センターの委託や市町村認定の中核機関であることが条件。
- ・主任相談支援専門員が、他事業所を含む従業員へ指導・助言を行い、地域全体の支援体制を強化。

<主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)>

- ・事業所内外で従業員向け研修を実施。
- ・研修内容には同行指導、技術向上のための研修提供などが含まれる。
- ・基幹相談支援センターまたは地域中核機関との連携が必要。

<本市において具体的に担う役割>

・自事業所内で実施する研修や会議において、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項にかかる伝達等を積極的に行うこと。なお、相談支援専門員が一人の事業所においては、圏域会議等において他の相談支援事業所に対して行うこと。

・相談支援事業所連絡会議等において、基幹相談支援センターの求めに応じ、企画・運営に協力すること。また、圏域会議において、自事業所が参加する圏域会議の企画・運営に協力すること。これらの活動をもって、地域の相談支援従事者の人材育成や支援の質の向上のための取組とする。

・その他、留意事項通知における「算定に当たっての留意事項」に掲げる内容を実施すること。

6) 地域生活支援拠点等の役割

(1) 法律上の位置づけ

地域生活支援拠点等については、障害者総合支援法第77条第3項及び第77条第4項において規定。

第77条第3項

市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業
- 三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

第77条第4項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

(2) 地域生活支援拠点等の目的

地域生活支援拠点等は、地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制をいう。

(3) 地域生活支援拠点等の担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の①から④までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

①相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

④専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(4) 青森市における地域生活支援拠点等の考え方

令和8年4月1日現在、青森市においては地域生活支援拠点等が整備されていないため、地域における支援体制の強化を図る観点から、下記のとおり協議会での検討を踏まえ、拠点コーディネーターの配置人数、緊急時の提供体制、地域移行を推進するための体験の機会や場の確保について整備する。

(I) 拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能の充実及び効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

- ①地域の連携体制の構築に係る業務
- ②障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務
- ③障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務
- ④障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務

(II) 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ①緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ②緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

(III) 専門的人材の確保・養成等について

障がい特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ①地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施
- ②地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の実施や協議会、事業所の連絡会等の活用
- ③その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

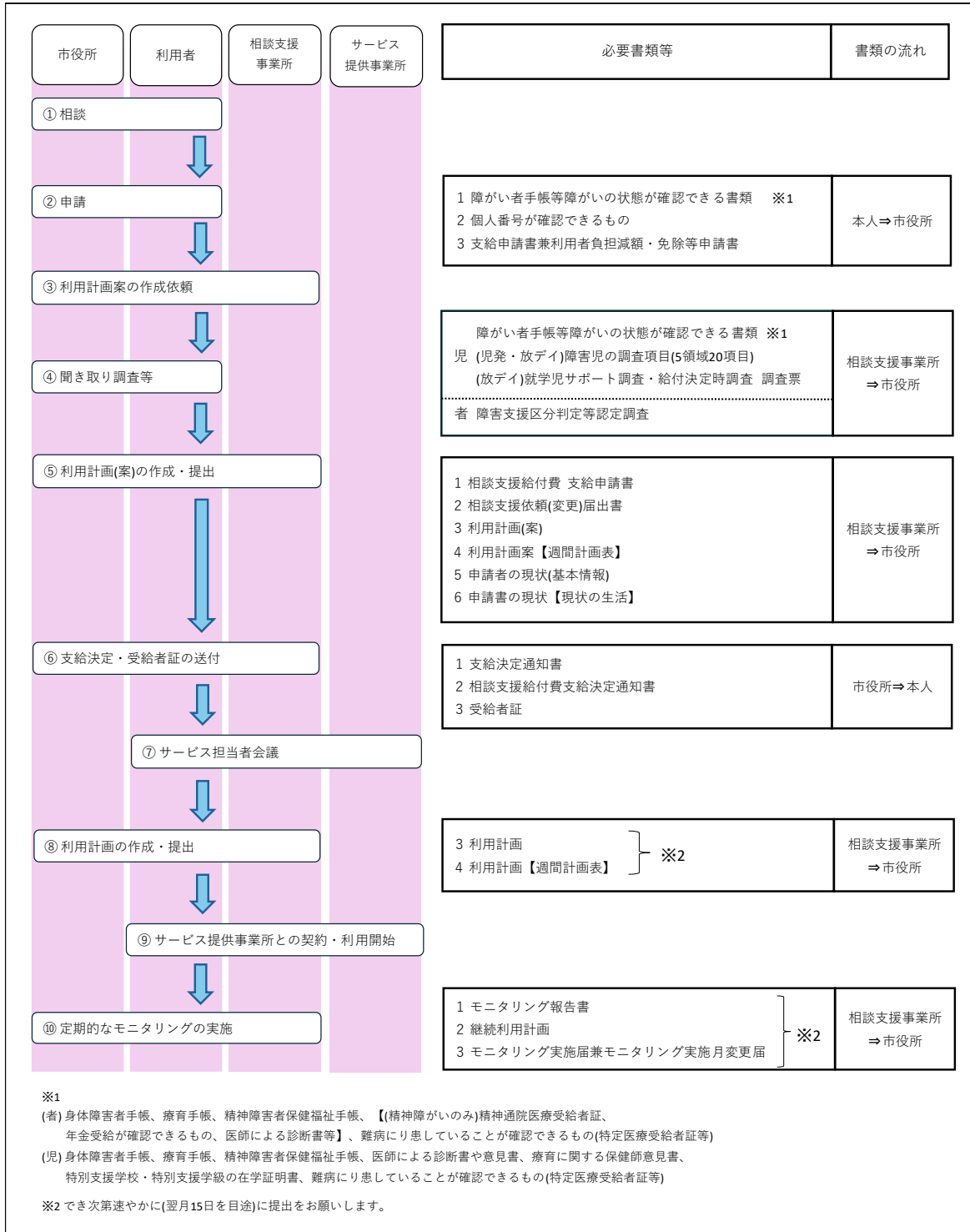
相談支援の実務

1) 計画相談支援の流れ	21～25	ページ
2) 支給量の考え方	26～28	ページ
3) 計画の作成とモニタリング	29～36	ページ
4) サービス担当者会議	37	ページ
5) 個別支援計画の共有	37	ページ
6) 請求	38～40	ページ
7) 特定相談支援事業所の変更	40	ページ
8) 介護保険サービスへの移行、併給について	41～43	ページ

1) 計画相談支援の流れ

以下の流れは一例のため、状況に応じて異なる場合もあり。

サービスの利用開始



< 障害支援区分判定等認定調査について >

障害福祉サービスを新規で利用する場合には、必ず障害支援区分判定等認定調査を本市又は認定調査委託事業所が実施。利用を希望するサービスによっては、その後、障害支援区分の判定を行う。

過去に障害福祉サービスを利用していたかたがその利用を中止し再度障害福祉サービスの利用を行う場合、現在障害福祉サービスを利用しているかたで別の障害福祉サービスを追加する場合の障害支援区分判定等認定調査の実施については、原則として以下のとおり。

障害支援区分を 要するサービス を利用する場合		調査 ○ or ×
障害支援区分の有効期間内		×
障害支援区分の有効期間外		○
障害支援区分を 不要なサービス を利用する場合		調査 ○ or ×
障害支援区分の有効期間内		×
前回と同様のサービスを使う場合であって、対象者の状況に変化（入院、障がい程度の変化等）がなく、前回の認定調査から3年以内		×
前回と同様のサービスを使う場合であって、対象者の状況に変化（入院、障がい程度の変化等）がなく、前回の認定調査から3年以上経過		○
前回と異なるサービスを利用する場合		○
利用サービスの種別を問わず、前回の認定調査から対象者の状況に変化（入院、障がい程度の変化等）がある場合		○

※その他、必要に応じて障害支援区分判定等認定調査の実施を依頼する場合がある。

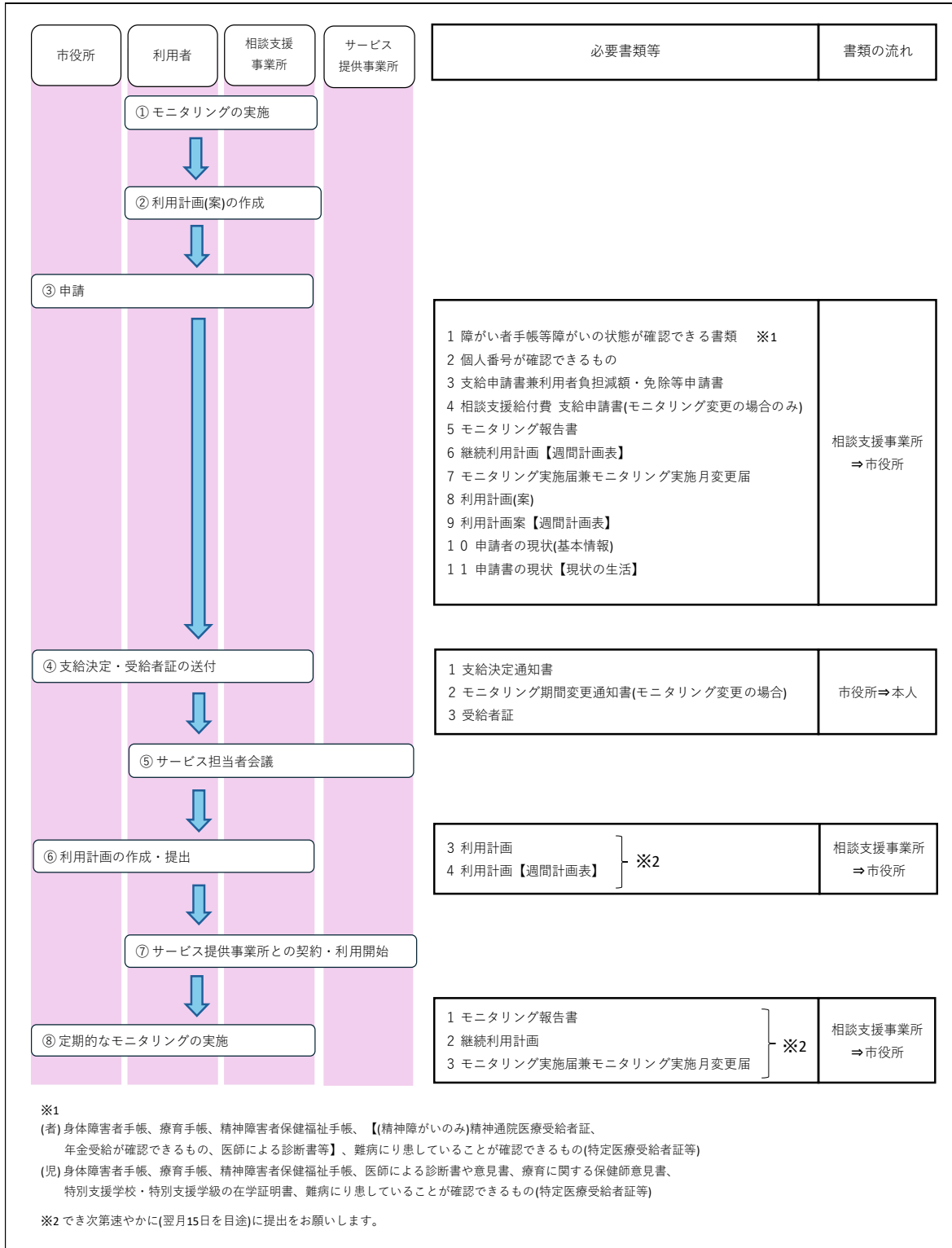
※原則として、介護給付の利用を希望するかたは認定調査委託事業所、訓練等給付の利用を希望するかたは市職員が障害支援区分判定等認定調査を実施する。調査実施日の調整のため、市役所または認定調査委託事業所から電話連絡を行う場合がある。利用を希望するかたが直接日程調整する場合、相談支援専門員は対象者に電話連絡がある旨を伝えること。

※利用を希望するかたが、直接市役所に来庁し障害支援区分判定等認定調査の実施を希望する場合には、事前予約が必要である。

※利用を希望するかたに代わり、相談支援専門員が申請を行う場合は、障害支援区分判定等認定調査の実施日等について、市職員と打ち合わせを行うこと。

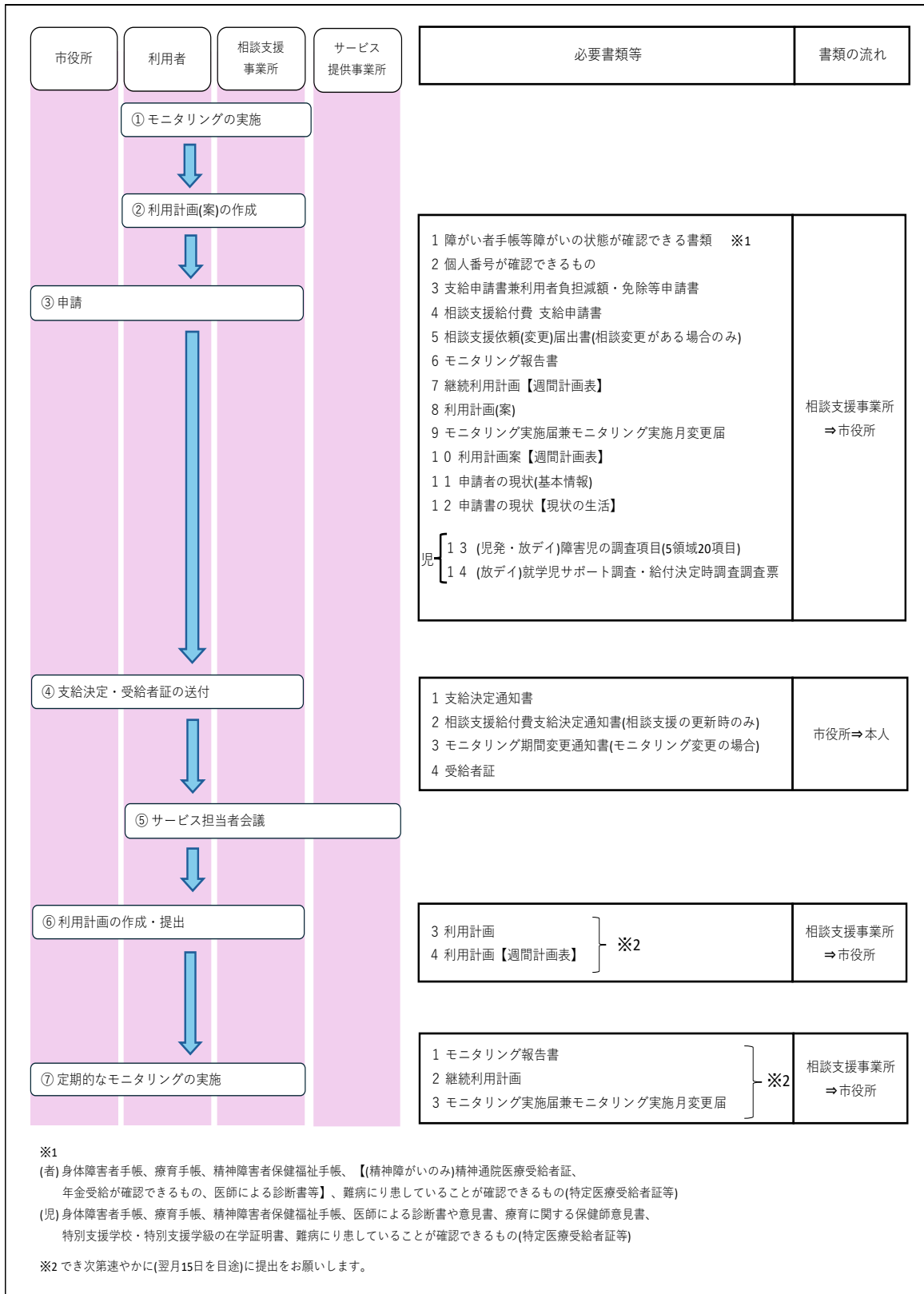
サービスの支給量等の変更

障害福祉サービスに係る支給量変更は随時の変更、障害児通所に係る支給量変更は申請があった月の翌月からの変更となる。



サービスの更新

更新月の15日頃までに申請書類一式を市に提出する。



申請の際に必要な書類

		新規	変更	更新	支給決定後	モニタ	モニタ変更※3	事業所変更
申請書	支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書(様式1号)	○		○				
	支給申請書兼利用者負担減額・免除等変更申請書(様式7号)		○					
	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書(様式17号)	○		○			○	
	計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(様式18号)	○						○
	障害者手帳等障がいの状態が確認できる書類 ※1	○	○	○				
計画案	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案	○	○	○				
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】	○	○	○				
	申請者の現状(基本情報)	○	○	○				
	※児発・法デイ 障害の程度等に関する調査票(児童・5領域20項目)	○		○				
	※放デイ 就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票	○		○				
計画	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画				○			
	サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】				○			
モニタリング	モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)		○	○		○		
	継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】		○	○		○		
	モニタリング実施届の写し		○※2	○※2		○※2		

※1 (者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、【(精神がいのみ) 精神通院医療受給者証、年金受給が確認できるもの、医師による診断書等】、難病に罹患していることが確認できるもの(特定医療受給者証等)

(児) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師による診断書や意見書、療育に関する保健師意見書、特別支援学校・特別支援学級の在学証明書、難病に罹患していることが確認できるもの(特定医療受給者証等)

なお、支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書(様式1号)に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳番号を記載する場合には、当該障がい者手帳の添付は省略可能。

※2 モニタリング報告書の利用者同意署名を省略して提出する場合には、モニタリング実施届の写しを添付すること。

※3 モニタリング頻度の変更を希望する場合には、○印の書類に加えて、『任意様式の理由書』を添付すること。

2) 支給量の考え方

「支給量」とは、行政によって支給決定された「決定支給量」のことを指す。サービスは、複数のサービス提供事業所から支援を受けることが可能だが、決定支給量の範囲内で利用しなければならない。

支給量の上限

サービスの種類	支給量の上限	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護・同行援護 ・居宅訪問型児童発達支援 ・児童発達支援・放課後等デイサービス 	サービス等利用計画(案)・障害児支援利用計画(案)の範囲内	サービス等利用計画(案)・障害児支援利用計画(案)に記載された希望支給量が、原則日数を超える場合や標準的な利用時間を超える場合等は別途調整が必要(※)
<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護・施設入所支援 ・共同生活援助・宿泊型自立訓練 ・就労定着支援・自立生活援助 ・地域移行支援・地域定着支援 	各月日数	
<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援 ・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労選択支援 	原則日数 (月の日数-8日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 	原則7日/月	家庭の状況等に応じて日数を増やすことも可能
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 	原則2回/月	障がい児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合は、期間を限定して支給量を増やすことも可能(※)

※原則日数を超える場合や標準的な利用時間を超える場合等は、その必要性が具体的に分かる書類を求める場合がある。

居宅介護等の支給量については、以下に居宅介護に関する内容を記載するが、詳細や他の訪問系サービスについては、別冊「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の手引き」を参考にすること。なお、本人の状況等に応じて必要となる支給量は異なるため記載されている支給量を上限とするものではないことに留意すること。

○居宅介護の支給量について

(1) 支援内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

項目	主な支援内容	
身体介護	排せつ介助、食事介助、清拭、入浴介助、身体整容、起床・就寝介助、体位変換、移動・移乗介助、服薬介助、通院等の前後に、身体介護(30分～1時間以上)を要し、かつ、身体介護中心である場合 など	
家事援助	洗濯、掃除・ゴミ出し、ベッドメイク、調理、買い物代行、受薬、育児支援 など ※利用者が単身、家族が障がい・疾病等のため、本人や家族が行うことが困難な場合に利用可	
通院等(介護無) ※区分1以上	身体介護・通院等(介護有)によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等のための移動介助及び官公署での公的手続き手続、障害福祉サービス事業所の見学 ・院内の移動等の介助は、基本的には院内スタッフにより対応されるべきだが、場合により支援の対象 ・待ち時間は基本的には支援の対象外だが、常時見守りの援助を必要とする場合は支援の対象
通院等(介護有) ※区分2以上 かつ ※認定調査項目のうち、『歩行』『全面的な支援』または、『移乗』『移動』『排尿』『排便』のいずれかの項目が、『支援が不要以外』	通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に、連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ、身体介護を行う	
通院等乗降介助	乗車又は降車の介助、及び「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」又は「移動先における手続き、移動等の介護」	

※1回につき3時間を超える支援を受ける場合は、重度訪問介護の利用を検討すること。

(2) 標準的な1月あたりの利用時間

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
身体介護のみ		6h/月	8h/月	11h/月	21h/月	34h/月	49h/月	19h/月
家事援助のみ		14h/月	19h/月	27h/月	52h/月	83h/月	119h/月	46h/月
身体・家事 両方	身体	3h/月	4h/月	6h/月	11h/月	17h/月	25h/月	10h/月
	家事	7h/月	9h/月	14h/月	26h/月	41h/月	60h/月	23h/月

上記表の利用時間を超える場合、本人の状態を踏まえた必要な理由を記載した資料を添付すること(様式は自由)。「基本情報」等にその理由を記載する場合には当該資料で代替可能。

(3) その他

- ・ 1日に居宅介護を複数回算定する場合、概ね2時間以上の間隔を空ける。
- ・ 障がい者等の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合等は、同時に2人の従業者からの支援を受けることができる。この場合、サービス等利用計画案等に本人の状態と「2人介護」である旨、その理由を記載すること。また、支給量については、該当部分のみ2倍とする。
- ・ 日常的に行われる家事の範囲を超えるものや直接本人の援助に該当しないものについては、支援の対象とならない。

(例) 床のワックスがけ、家屋の修理やペンキ塗り、草刈り、雪かき、犬の散歩
本人以外の方の洗濯や調理、主として本人が使用する居室等以外の掃除 など

支給量の算出方法

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

週あたりの利用回数	算出方法	計算例
1～3回	×5週	$0.5h \times 3回/w \times 5w = \underline{7.5h}$
4～6回	×4.5週	$0.5h \times 5回/w \times 4.5w = \underline{11.25h}$ → 居宅(家事援助)は15分単位だが、 その他は30分単位のため、 <u>11.5h</u> となる
7回	×31日	$0.5h \times 31d = \underline{15.5h}$

※最小単位は30分。その後30分単位(家事援助のみ15分単位)。

※居宅介護のうち、身体介護・家事援助・通院等介助については、それぞれで時間数を算出すること。

※通院等乗降介助は回数で記載すること。

(2) 児童発達支援、放課後等デイサービス

週あたりの利用回数	算出方法	計算例
1～4回	×5週	$1d \times 3回/w \times 5w = \underline{15d}$
5回	×4.5週	$1d \times 5回/w \times 4.5w = 22.5d \rightarrow \underline{23d}$

3) 計画の作成とモニタリング

計画作成とモニタリング

計画作成

「サービス利用支援」・「障害児支援利用援助」のこと。次のいずれの支援も行う必要がある。

- ・サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者、障がい児又は保護者の心身の状況、その他おかれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容等を記載した「利用計画案」を作成。
- ・支給決定後に、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「利用計画」を作成。

モニタリング

「継続サービス利用支援」・「継続障害児支援利用援助」のこと。

支給決定の有効期間内において、当該者に係る利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、サービスの利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかを行う必要がある。

- ・「利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等の実施。
- ・新たな支給決定や変更の支給決定が必要と認められる場合において、利用者又は保護者に対し、更新申請や変更申請等の勧奨の実施。
- ・入院中であっても病院等へ訪問し利用者の状況等把握し、サービスの利用中止または変更等の調整を図る。

相談支援専門員の兼務

相談支援専門員が担当する障がい者等が利用するサービス提供事業所と兼務する場合については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、本市では当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員がモニタリングを実施することとしている。

相談支援の支給決定期間

支給期間の開始月

サービスの支給決定期間開始日が属する月と同一月

支給期間の終期月

サービスの支給決定期間のうち最長の有効期間の終期月

各サービスの標準的な支給決定期間

サービス名称	支給決定期間	支給単位/月
居宅介護 ◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	時間
重度訪問介護 ◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	時間
行動援護 ◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	時間
同行援護 ◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	時間
短期入所 ◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	日
療養介護	支給日から障害支援区分の期限まで（最長で3回目の誕生月の末日）	各月日数
生活介護	支給日から障害支援区分の期限まで（最長で3回目の誕生月の末日）	原則日数
共同生活援助 （介護サービス包括型・日中サービス支援型）	支給日から3回目の誕生月の末日もしくは支給日から障害支援区分の期限まで（最長で3回目の誕生月の末日）	各月日数
共同生活援助（外部サービス利用型）	支給日から3回目の誕生月の末日もしくは支給日から障害支援区分の期限まで（最長で3回目の誕生月の末日）	各月日数 時間（15分単位）【受託居宅介護サービスを利用する場合】
共同生活援助（体験利用：介護サービス包括型・日中サービス支援型）	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	各月日数 （1回当たり連続30日、1年間最大50日まで）
共同生活援助 （体験利用：外部サービス利用型）	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	各月日数 （1回当たり連続30日、1年間最大50日まで） 時間（15分単位）【受託居宅介護サービスを利用する場合】
自立生活援助 ※	退所から1年後の月末まで	各月日数
施設入所支援	支給日から障害支援区分の期限まで（最長で3回目の誕生月の末日）	各月日数
自立訓練（機能訓練） ※	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	原則日数
自立訓練（生活訓練） ※	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	原則日数
宿泊型自立訓練 ※	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	各月日数
就労移行支援 ※	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	原則日数
就労継続支援A型	支給日から3回目の誕生月の末日まで	原則日数
就労継続支援B型（50歳未満）◎	支給日から直近の誕生月の末日まで	原則日数
就労継続支援B型（50歳以上）	支給日から3回目の誕生月の末日まで	原則日数
就労定着支援 ※	支給日から1年後の支給日と同じ月末まで（支給日が1日の場合は前月の末日）	各月日数
就労選択支援	原則1ヶ月間	原則日数
地域相談支援（地域移行支援）	支給日から最長6ヶ月間	各月日数
地域相談支援（地域定着支援）	支給日から最長1年間（支障がなければ直近の誕生月の末日まで）	各月日数

●※のサービスと◎のサービスを併用している場合は、どちらも※サービスの支給決定期間で統一する。

●支給決定期間は更新手続き等の平準化を図るため原則、当該利用者の誕生月の末日までとする。

障がい児については、

- ・次年度に就学する児童については、年度末（3月31日）まで。
- ・18歳に達する児童については、18歳の誕生日の前日まで。
- ・18歳到達後、引き続き放課後等デイサービスを利用する場合は、年度末（3月31日）まで。（障がい児から障がい者となり、保護者ではなく利用者本人が給付決定者となる。）

●利用者が65歳の誕生日を迎える際の支給決定期間については、介護保険サービスに同種のサービスがある場合には、65歳の誕生月の末日まで。障害福祉サービス固有のサービスのみ（就労系サービスなど）を利用している場合には、標準利用期間で決定する。ただし、標準利用期間での決定であったとしても、モニタリングにおいてサービスの利用が適正であるかについては確認を行うこと。

標準利用期間が設定されているサービス及びその期間

サービス名	標準利用期間	標準利用期間設定の例外 等	標準利用期間超過の特例
自立訓練(機能訓練)	1年6か月	頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は3年	
自立訓練(生活訓練)	2年	長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者は3年	あり(審査会に諮問) ・最大1年間 ・原則1回
宿泊型自立訓練	2年		
就労移行支援	2年	・養成施設の場合は養成課程に応じ3年又は5年となる。	
就労定着支援	3年		なし
自立生活援助	1年		あり(審査会に諮問) ・最大1年間 ・回数について、審査会の個別審査を経て、必要性が認められれば制限なく更新可能
地域移行支援	6か月	6か月の期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き支援を提供することにより地域生活への意向が具体的に見込まれる場合に更新可能	あり ・6か月の範囲内で更新可能 ・更なる更新については、審査会に諮り判断
地域定着支援	1年	引き続き地域生活を継続していくための緊急体制が必要と見込まれる場合に可能	あり ・最大1年間 ・更なる更新についても、必要性が認められる場合は更新可
就労選択支援	1か月		あり ・最大1か月 ・1回に限る

サービスを複数利用する場合の有効期間（例示）

例(1) 以前から共同生活援助を利用していたケース(決定期間:R6.10.1~R8.12.31)
 就労移行支援を新たにR7.4.1から利用希望する場合 12月誕生日のかた

サービス類型	決定期間①	決定期間②	決定期間③	備考
共同生活援助	R6.10.1~R8.12.31	R6.10.1~R8.12.31	R9.1.1~R9.3.31	就労移行支援の利用状況を勘案し、更新時に就労移行支援の終期を合わせる
就労移行支援	R7.4.1~R8.3.31	R8.4.1~R9.3.31	R8.4.1~R9.3.31	通常通り1年更新

例(2) 以前から居宅介護を利用していたケース(決定期間:R7.4.1~R7.12.31)
 自立生活援助を新たにR7.10.1から利用希望する場合 12月誕生日のかた

サービス類型	決定期間①	決定期間②	備考
居宅介護	R7.4.1~R7.12.31	R7.10.1~R8.9.30	居宅介護の終期を自立生活援助に合わせる
自立生活援助		R7.10.1~R8.9.30	

例(3) 以前から居宅介護を利用していたケース(決定期間:R7.4.1~R7.12.31)
 地域定着支援・就労継続支援B型を新たにR7.10.1から利用希望する場合 12月誕生日のかた・50歳未満

サービス類型	決定期間①	決定期間②	備考
居宅介護	R7.4.1~R7.12.31	R7.4.1~R7.12.31	地域定着支援・就労継続支援B型の終期を居宅介護に合わせる
地域定着支援		R7.10.1~R7.12.31	
就労継続支援B型		R7.10.1~R7.12.31	

モニタリング頻度

基本的な考え方

標準的なモニタリング期間は以下のとおり。

ただし、利用するサービス提供事業所の頻繁な変更やその恐れのある場合、障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある場合等は状況に応じてモニタリング頻度を増やすことも可能。

モニタリングの実施標準期間：

対象者	モニタリング実施標準期間	
新規サービス利用者	1 月間 ※利用開始から 3 月のみ	
障害児通所支援等 在宅の障害福祉サービス	集中的支援が必要な者	1 月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3 月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間 ※65 歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は 3 月間
【施設入所等】障害児支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	6 月間	

平成 30 年度報酬改定において新たに示されたモニタリング標準期間

支給決定後にモニタリング頻度を変更する場合

モニタリング頻度の変更を希望する場合は、『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（様式 17 号）』、『モニタリング頻度変更の理由書（参考様式）』により障がい者支援課に申請を行うこと。この際、モニタリング頻度を増やす場合には、利用者の現在の状況に加え、これまでに行った支援内容とその効果等についても記載すること。利用者からの同意は不要とする。なお様式は参考として示すもので上記の理由が確認できる場合には、任意の様式による提出も可能である。

やむを得ずモニタリング実施月を変更する場合

利用者の体調不良等、やむを得ない事情によりモニタリングを行えず、実施月を変更する場合には、原則、当該月末までに必ず『モニタリング実施月変更届』を障がい者支援課に提出し、変更の承認を受けた上で翌月にモニタリングを実施すること。なお、当該変更理由が「やむを得ない理由」と認められない場合は報酬算定することはできない。

【やむを得ずモニタリング実施月を変更する場合の手順】

①利用者にモニタリング実施月を変更する同意を得た上で、『モニタリング実施月変更

届』(様式は34ページのとおり)を障がい者支援課に提出する。なお、当初決定されていたモニタリング当該月を過ぎてから変更届を提出する場合には、提出が遅れた理由も記載すること。

- ②障がい者支援課において変更理由等を精査する(概ね1週間程度)。変更理由が認められない場合のみ、事業所へ連絡する。
- ③事業所は変更後の月にモニタリングを実施し、モニタリング報告書を障がい者支援課に提出する。

モニタリング実施月変更届

_____年 月 日

青森市福祉部障がい者支援課長 様

事業所番号	
相談支援事業所名	
担当相談支援専門員	
電話番号	

下記の者(児)のサービス利用に係るモニタリング実施月を変更する理由は次のとおりです。

受給者番号			
利用者(児)氏名	生年月日	年	月 日
変更への同意	<input type="checkbox"/> 署名同意(右のとおり) <input type="checkbox"/> 口頭同意 (年 月 日)	署名:	(利用者以外の場合続柄:)

変更前 モニタリング月	年 月	変更後モニタリング 実施予定月	年 月
理 由	※いずれかに該当するか口内にレ印を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 利用者側都合 <input type="checkbox"/> その他 ※やむを得ない理由を具体的に記載してください。		

以下の欄は市が記入するため、事業所は記入しないこと。

①結果	モニタリング月変更を (<input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない)
②認めない場合の理由	<input type="checkbox"/> やむを得ない理由に該当しない <input type="checkbox"/> その他 ()
③②の場合の対応状況	<input type="checkbox"/> 事業所へ電話連絡済み (連絡日: 年 月 日)

モニタリングの運用について

基本的な考え方

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

モニタリング手順

(1) 利用者及びその家族、サービス提供事業所等との連絡

障害福祉サービスの利用状況を適切に把握するため、事前に利用者及びその家族、サービス提供事業所等との連絡調整により、情報収集を行うこと。

(2) 居宅等においてモニタリングを実施

障害福祉サービス受給者証に記載されるモニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、面接を行い、サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定または地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には利用者等に対し申請の勧奨を行う。

モニタリングは居宅等に訪問し実施することとされているが、訪問前後にサービス提供事業所等で利用者と面接することは妨げない。

モニタリングを実施した際は、その場で『モニタリング実施届』（様式は 36 ページのとおり）を作成し、利用者の署名を得ること。ただし、利用者本人が自署が困難な場合には記名・押印も可能。この『モニタリング実施届』はモニタリング報告書とともに、保存すること。

なお、モニタリング実施当日にその場でモニタリング報告書を作成し、利用者同意署名を得る場合には、『モニタリング実施届』の作成は省略可能とする。

また、電子署名を用いる場合には、署名の複製を行うことができないよう対処を講ずること。

(3) モニタリング報告書を作成

モニタリングを実施した後、モニタリング報告書を作成し、5年間保存すること。

(4) モニタリング報告書を利用者に交付するとともに、市役所に提出

作成したモニタリング報告書はその内容について利用者と共有すべきものであることから、作成後速やかに利用者に写しを交付するとともに、障がい者支援課にも提出す

ること。障がい者支援課への提出については、でき次第速やかに提出することとするが、概ねモニタリング実施月の翌月15日を目途とすること。

障がい者支援課に提出する際は、モニタリング報告書の利用者同意署名の省略を可能とする。ただし、その場合には、モニタリングが確実に実施されていることを確認するため、モニタリング時に作成した『モニタリング実施届の写し』を添付すること。

モニタリング実施届

モニタリング実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者氏名 _____ 印
(障がい児の場合は保護者氏名)

※自署又は記名・押印

①利用者（児）氏名・生年月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
②利用者との面接	・面接場所	_____
	・利用者以外の同席者	無 ・ 有 (_____)
③次回モニタリング時期		令和 _____ 年 _____ 月
④モニタリング実施頻度の変更有無		無 ・ 有 ※「有」の場合、モニタリング変更の手続きを行うこと

相談支援事業所名 _____

モニタリング実施者 _____

4) サービス担当者会議

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準省令第2項第12号において、支給決定及び受給者証が交付された後、相談支援専門員は対象者及びサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議等を実施し、会議の中では、サービス等利用計画の内容について説明を行うとともに、利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、参加する者から専門的な見地からの意見を求めなければならないとされている。

サービス担当者会議は原則として対象者等が同席した上で開催しなければならないとされており、やむを得ず対象者の同席が困難な場合は、同席以外の方法により希望する生活およびサービスに対する意向等を確認する必要がある。

また、サービス担当者会議を実施した後は、同会議の記録を作成し、5年間保存すること。

5) 個別支援計画の共有

令和6年度報酬改定に伴う指定障害福祉サービスの事業所等の指定基準等の改正により、サービス提供事業所においてサービス管理責任者が作成する個別支援計画を利用者のみならず、相談支援事業所へも提供することが義務化されている。相談支援事業所においては、サービス提供事業所から提供を受けた個別支援計画について、以下のように活用することが想定される。

(1) サービス等利用計画との整合性及び内容の確認

サービス等利用計画で掲げた総合的な目標と、各サービス提供事業所の個別支援計画の目標において相違がないか確認。

(2) モニタリングにおける活用

モニタリングにおいて個別支援目標の達成状況を確認するなど、サービスの利用状況を確認するための指標とする。

6) 請求

サービスの提供月ごとにサービス提供月の翌月10日までに国保連合会へ伝送システムを通じ請求する。請求は、審査を経て請求のあった月の翌月20日頃国保連合会から振込まれる。支払後、受領した給付費の内容に誤りがあった際は、過誤処理によって給付費の調整を行う必要がある。

○基本報酬

【サービス利用支援費・障害児支援利用援助費】

以下のいずれも満たす場合に算定可。

- ・利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等（障害児相談は居宅のみ）への訪問による利用者及びその家族（保護者）への面談等
- ・利用計画（案）の利用者又はその家族（保護者）への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意
- ・利用計画（案）及び利用計画を利用者または障がい児の保護者及びサービス担当者への交付
- ・サービス担当者会議の開催等によるサービス担当者への説明及び専門的な意見の聴取

【継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助費】

以下のいずれも満たす場合に算定可。

- ・利用者の居宅等（障害児相談は居宅のみ）への訪問による利用者（障害児相談の場合はその家族）への面談等
- ・利用計画の変更についての上記【サービス利用支援費・障害児支援利用援助費】に準じた手続きの実施

	区分	備考
サービス利用支援費 障害児支援利用援助費	機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)	相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて算定
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)	
	サービス利用支援費(Ⅰ)	
	障害児支援利用援助費(Ⅰ)	
	サービス利用支援費(Ⅱ) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	取扱件数40件以上の場合
継続サービス利用支援費 継続障害児支援利用援助費	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)	相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて算定
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)	
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	
	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	
	継続サービス利用支援費(Ⅱ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	取扱件数40件以上の場合

※青森市内は、豪雪地帯対策特別措置法により指定された特別豪雪地帯に該当するため、
市内全域が特別地域加算(所定単位数の15/100)対象

※同一の月に、利用支援と継続利用支援を行う場合

- ①サービスの有効期間の終期月等に継続サービス利用支援を行った結果、サービスの更新等がなされた場合は、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続利用支援費の算定は不可。利用支援費のみ算定可。
- ②サービスの支給決定等に当たって利用支援を行った後、同一の月にサービスの利用状況を検証するため継続利用支援を行った場合は、利用支援費・継続利用支援費ともに算定可。

※障がい児が障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給となる。

○各種加算

質の高い支援や専門性の高い実施体制を評価するための加算があります。加算の届け出は、毎月15日までに提出した場合、翌日より算定が可能となる。

加算の名称	基本報酬と一体で請求		加算のみの請求可	市への届出
	サービス利用計画	継続サービス利用計画		
地域生活支援拠点等機能強化加算	○	○		○
初回加算	○			
主任相談支援専門員配置加算	○	○		○
入院時情報連携加算	○	○	○	
退院・退所加算 ※1	○			
居宅介護支援事業所等連携加算	○	○	○	
医療・保育・教育機関等連携加算 ※2	○	○		
集中支援加算			○	
サービス担当者会議実施加算		○		
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○	
行動障害支援体制加算	○	○		○
要医療児者支援体制加算	○	○		○
精神障害者支援体制加算	○	○		○
高次脳機能障害支援体制加算	○	○		○
ピアサポート体制加算				○
地域生活支援拠点等相談強化加算			○	○
地域体制強化共同支援加算			○	○
遠隔地訪問加算	○	○	○	

※1 初回加算と算定不可。

※2 初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院又は退所する施設職員のみから情報提供を受ける場合は算定不可。

■各種加算によっては、関係機関等との連絡調整に係る記録、アセスメントの記録、サービス担当者会議の記録等、各加算認定に必要な内容の記録の作成、5年間の保存が必要。当該記録は都度、市へ提出する必要はないが、市が提出を求めた場合には提出義務がある。

7) 特定相談支援事業所の変更

【特定相談支援事業所を変更する場合】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準省令第16条において、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならないと定められている。

以上のことから、利用者等が特定相談支援事業所を変更する場合には、変更前の特定相談支援事業所は利用者等の求めに応じて、サービス等利用計画及びモニタリング報告書など市役所に提出している関係書類等について、利用者に交付すること。

また、利用者等の依頼により変更後の特定相談支援事業所が変更前の特定相談支援事業所に対して代理で関係書類の交付を求めるときには、変更前の特定相談支援事業所は利用者等の依頼状況等を確認した上で、変更後の特定相談支援事業所に交付することは差し支えない。なお、利用者等の同意が得られない状況での提供依頼並びに提供は行ってはならない。

【情報提供を想定する書類】

- ・申請者の現状（基本情報）
- ・サービス等利用計画
- ・モニタリング報告書
- ・継続サービス利用計画【週間計画表】

※障がい児については、「サービス等利用計画」を「障害児支援利用計画」に読み替える。

8) 介護保険サービスへの移行、障害福祉サービスとの併給について

(1) 障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

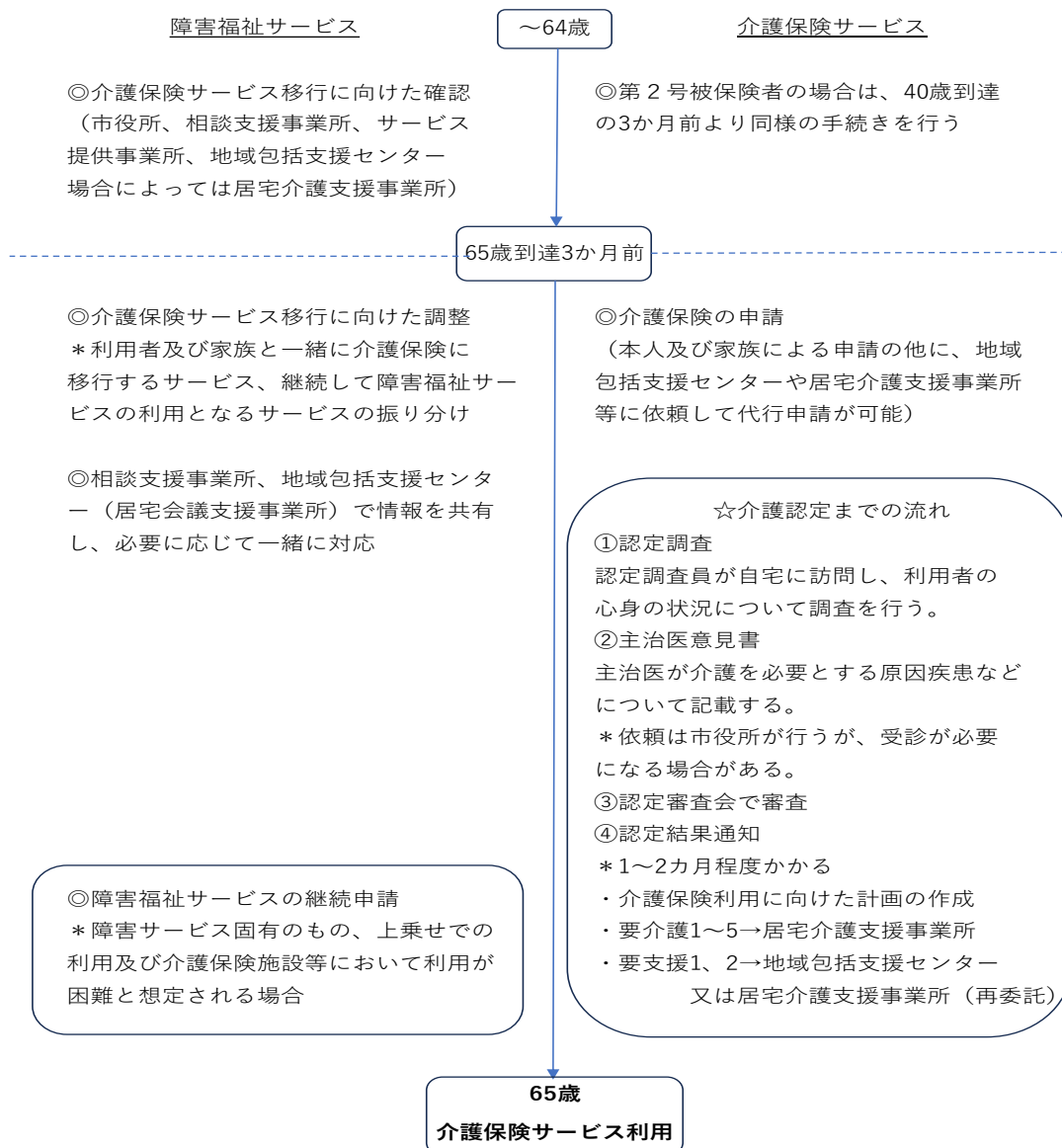
65歳以上の障がい者（40歳以上65歳未満の障がい者）については、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。

なお、障害福祉サービスに固有のサービスの利用を希望する障がい者については、介護保険サービスが優先される場合であっても、当該障害福祉サービスの利用は可能である。

(2) 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

介護保険サービス移行までの流れ

(参考) 介護保険サービス移行におけるフローチャート



<参考>

【介護保険制度による第2号被保険者における障害福祉サービスと介護保険サービスとの優先度】

介護保険法施行令第2条に列記する特定疾病を有する40～64歳の者は、介護保険サービスの利用が可能である。しかし、その者が生活保護を受給している場合には、障害福祉サービスの利用が優先される。

(3) 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給利用の要件

<前提>

併給に関しては、原則として介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合に限り、介護給付費等を支給することが可能とされている。以下の要件のいずれかに該当する場合には併給可能であるが、すべての前提として**障がいを理由として**介護保険給付のみでは必要なサービスの確保が困難な場合**にのみ併給が検討される。**

<申請時に添付を要するもの>

本人の状態を踏まえた、**障害福祉サービスの併給が必要な理由を記載した資料を添付すること**（様式は自由）。

<併給の要件>

- ①在宅の障がい者で、申請に係る障害福祉サービスについて、本市において適当と認められる支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付のみによって確保できない場合
- ②利用可能な介護保険サービスに係る事業所または施設が身近に無い等、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と判断された場合
- ③介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判断された場合
- ④介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスを利用する場合
(行動援護・同行援護・自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)
- ⑤精神疾患や知的障害、視覚・聴覚障害等の障害特性により、障害福祉サービスの利用が必要と判断された場合

(4) 高額障害福祉サービス等給付費による費用助成

65 歳になる前に、一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していたかたが介護保険へ移行した際の介護保険サービスにかかる利用者負担額を支給する。

①対象

- ・ 65 歳になる前 5 年間にわたり、以下の障害福祉サービスの支給決定を受けたかた
※居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
- ・ 以下の介護保険サービス（障害福祉サービスに相当する介護保険サービス）を利用するかた
※訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護
- ・ 市民税非課税または生活保護のかた
- ・ 65 歳の前日において、障害支援（程度）区分が区分 2 以上であったかた
- ・ 65 歳までに介護保険サービスを利用してこなかったかた

②支給される償還額

- ・ 障害福祉サービス相当の介護保険サービスのうち、高額介護サービス費を差引いた自己負担額が支給される。なお、障害福祉サービス相当以外の介護保険サービス利用分は、支給対象外となる。



相談支援の展開

- | | | |
|---------------|-------|-----|
| 1) 地域相談支援 | 45～47 | ページ |
| 2) 自立生活援助 | 48～49 | ページ |
| 3) 地域活動支援センター | 50～51 | ページ |

1) 地域相談支援

(1) 法律上の位置づけ

地域相談支援については、障害者総合支援法第5条第19項、第21項及び第22項において規定。地域相談支援は『地域移行支援』『地域定着支援』に分けられる。

第5条第19項

この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

第5条第21項

この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第七項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

第5条第22項

この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の主務省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の主務省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう

(2) サービスの概要

○地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

○地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(3) サービスの対象者

○地域移行支援

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障がい者

※児童福祉施設に入所する18歳以上のかた、障害者支援施設等に入所する15歳以上のかたも対象。

②精神科病院に入院している精神障がい者

※直近の入院期間が1年以上の者が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とするかたや、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者も対象。

③救護施設または更生施設に入所している障がい者

④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がい者

※指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待されるかたが対象。

⑤更生保護施設に入所している障がい者かたまたは自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

○地域定着支援

次の者のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる者。

①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者

②居宅において家族と同居している障がい者であっても、その家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者

※障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者のほか、家族との同居から一人暮らしに移行したかたや地域生活が不安定な者等も対象。

(4) サービスの提供内容

○地域移行支援

- ・住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
- ・体験宿泊
- ・地域移行支援計画の作成

○地域定着支援

- ・常時の連絡体制の確保（夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保）
- ・緊急時の対応（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援）

2) 自立生活援助

(1) 法律上の位置づけ

自立生活援助については、障害者総合支援法第5条第17項において規定。

第5条第17項

この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の主務省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、主務省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める援助を行うことをいう

(2) サービスの概要

自立生活援助は、「居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。」とされている。

(3) サービスの対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等や当該障がいの生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記サービスの概要の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者

※児童福祉施設に入所する18歳以上のかた、障害者支援施設等に入所する15歳以上のかたも対象。

②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者

③精神科病院に入院していた精神障がい者

④救護施設又は更生施設に入所していた障がい者

⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者

⑥更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者

⑦現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にあ

る障が者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

⑧同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

(4) サービスの提供内容

定期的に利用者の居宅を巡回し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、定期的な巡回だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

なお、利用者に多重債務や家族の問題等の多様な課題がある場合には、自立生活援助だけでなく、生活困窮者自立支援制度や地域共生社会の参加支援、居住支援法人等の他分野と連携して、支援をすること必要となる。様々な機関での多機関協働による支援を行うことで、重層的で強固なセーフティネットを地域に構築することにつながる。

<参考>

【人員配置基準について】

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。なお、サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60:1とする。

3) 地域活動支援センター

(1) 法律上の位置づけ

地域活動支援センターについては、障害者総合支援法第5条第28項において規定。

第5条第28号

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。

(2) 地域活動支援センターの種類

①地域活動支援センターⅠ型

【事業内容】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

○基礎的事業

- ・創作的活動及び生産活動の機会の提供に関する活動
- ・社会との交流の促進を図る活動
- ・その他、日常生活に必要な便宜を供与することに関する活動

○機能強化事業

- ・医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整に関する活動
- ・地域住民ボランティア育成に関する活動
- ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発等に関する活動
- ・その他、センターの機能強化を図る活動

<具体的な活動>

外出活動（お花見、食事会など）、創作的・生産活動（お菓子作りなど）
地域交流および普及啓発活動（お祭り開催、清掃活動）、
ボランティアの受け入れ、ピアサポーター養成講座の開催 など

※青森市内に3箇所設置

②地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

※青森市内にはなし

③地域活動支援センターⅢ型

【事業内容】地域の障がい者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通
所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施

※青森市内には3箇所設置

<具体的な活動>

創作的・生産活動（衣類作成、手芸品作成など）、外出活動（食事会など）
ボランティアの受け入れ など